

文化庁における海賊版サイトへの対応や
著作物の利用円滑化に向けた取り組み等

平成30年8月
文化庁長官官房著作権課

「リーチサイト等による侵害コンテンツへの誘導行為への対応」 に関する検討状況について

検討の経緯

近年、デジタル・ネットワークの進展に伴い、インターネット上において音楽・アニメ・映画・マンガ・ゲームなどのコンテンツが不正に流通し、インターネット上の著作権侵害による被害が深刻さを増してきている。

このような状況において、自身のウェブサイトにはコンテンツを掲載せず、他のウェブサイトに掲載された著作権侵害コンテンツへのリンク情報を提供して、利用者を侵害コンテンツへ誘導するためのウェブサイト(いわゆるリーチサイト)など侵害コンテンツへの誘導行為が、侵害コンテンツへのアクセスを容易にし、著作権侵害を助長しているといわれている。このようなインターネット上の海賊版の流通を助長させる行為は、著作権者が正規版を展開する上での大きな問題となっており、その対応強化策について検討を行うことが求められている。

(参考)近年の政府決定文書

「インターネット上の海賊版サイトに対する緊急対策」

(平成30年4月13日知的財産戦略本部・犯罪対策閣僚会議決定)

○インターネット上の海賊版対策に関する進め方について

深刻化するインターネット上の海賊版サイトに関する問題について政府として対応するため、今後、段階的に、以下の対策を実施する。

(3) 法制度整備

・リーチサイトを通じた侵害コンテンツへの誘導行為への対応等について、早急に検討を進め、臨時国会又は次期通常国会を目指し法案を提出する。

知的財産推進計画2018(平成30年6月12日知的財産戦略本部)

2. 「知的財産推進計画2018」重点事項

(2) 挑戦・創造活動を促す

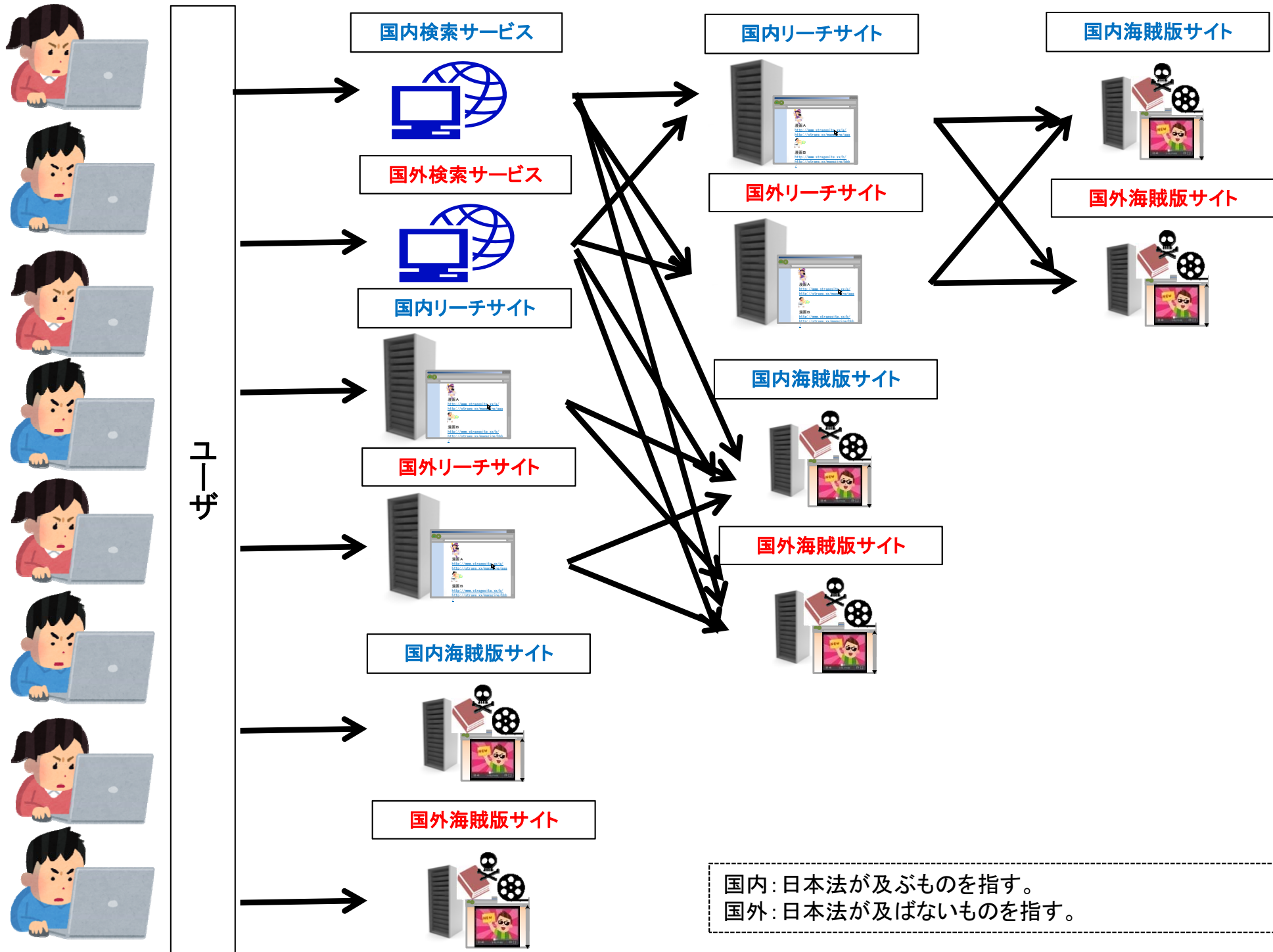
④ 模倣品・海賊版対策

(施策の方向性)

・リーチサイト等を通じた侵害コンテンツへの誘導行為への対応に関して、権利保護と表現の自由のバランスに留意しつつ、関係者の意見を十分に踏まえ検討を行い、速やかな法案提出に向けて、必要な措置を講じる。(短期)(文部科学省)

- 平成28年8月25日 ・権利者等からヒアリング(非公開)
- 平成28年12月27日 ・「リーチサイト等による侵害コンテンツへの誘導行為の行為類型」を整理
- 平成29年2月10日 ・対応の必要性、間接侵害一般に係る議論との関係等について議論
- 平成29年6月30日 ・プラットフォーム等(※)からヒアリング
※ヤフー株式会社、グーグル合同会社、テレコムサービス協会サービス倫理委員会、日本知的財産協会、インターネットユーザー協会
- 平成29年7月28日 ・コンテンツ海外流通促進機構、憲法学者からヒアリング 等
- 平成29年10月20日 ・各論点(対象者・行為、サイトの特性、対象著作物、主観等)について議論
- 平成29年11月17日 ・「検討の視点」の決定、各論点について議論
- 平成29年12月13日 ・各論点について議論
- 平成30年6月20日 ・侵害コンテンツへの拡散への寄与の大きな①リーチサイト等、
②インターネット情報検索サービスの2類型に分類して議論
- 平成30年7月27日 ・インターネット情報検索サービス事業者、権利者ヒアリング 等

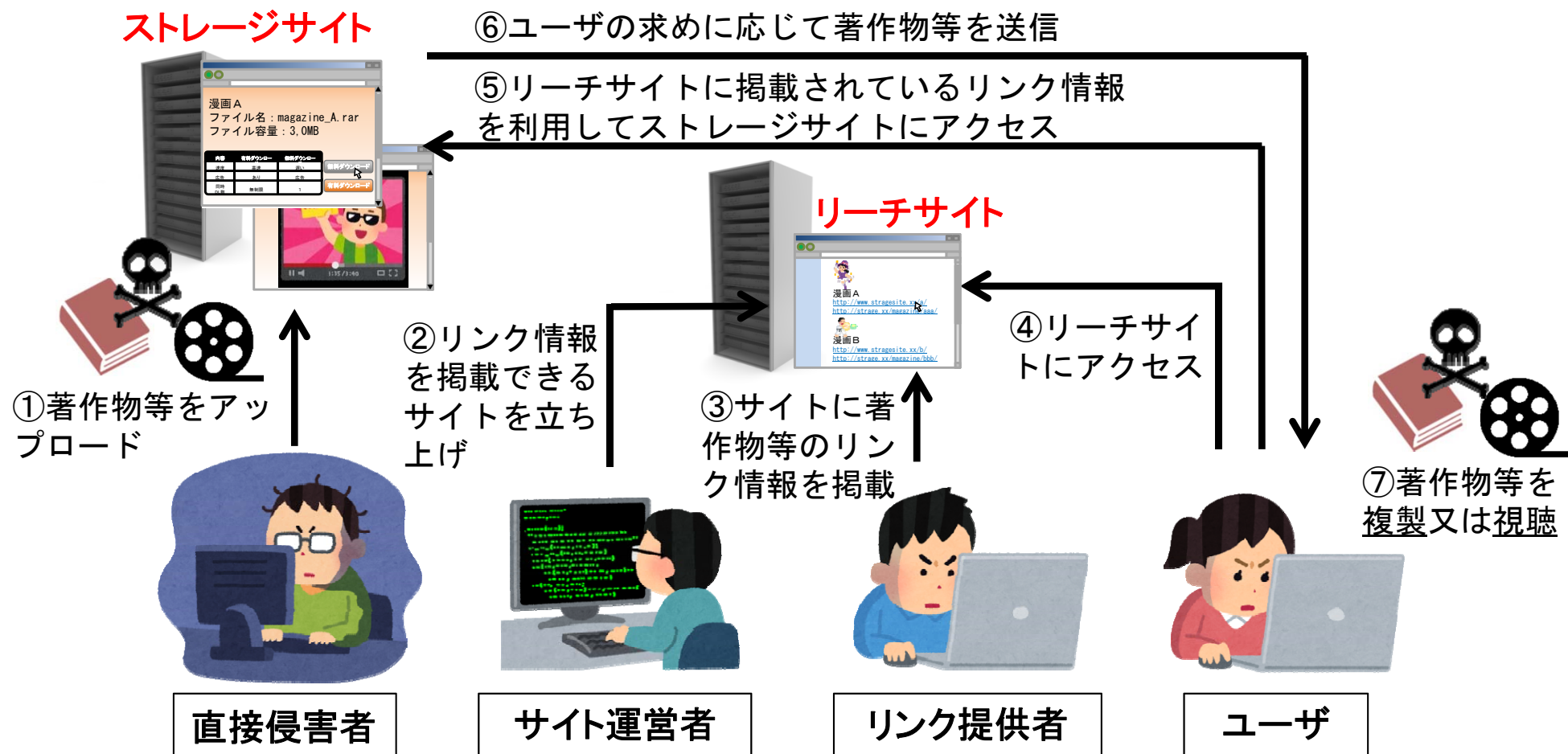
侵害コンテンツへの閲覧経路



リーチサイト等による侵害コンテンツへの誘導行為の行為類型

「サイト」型（いわゆる「リーチサイト」の類型）

違法にアップロードされた著作物等へのリンク情報をウェブサイトに掲載して、ユーザを当該著作物等へ誘導する行為類型



※「サイト運営者」と「リンク提供者」が同一人物の場合（運営者投稿型）もある

ストレージサイトの形態

- ・ユーザに対して、著作物等をダウンロード形式により提供している場合とストリーミング形式により提供している場合がある
- ・ユーザに対して、有料の高速ダウンロードサービスを提供する形態が確認されている

リーチサイトの形態

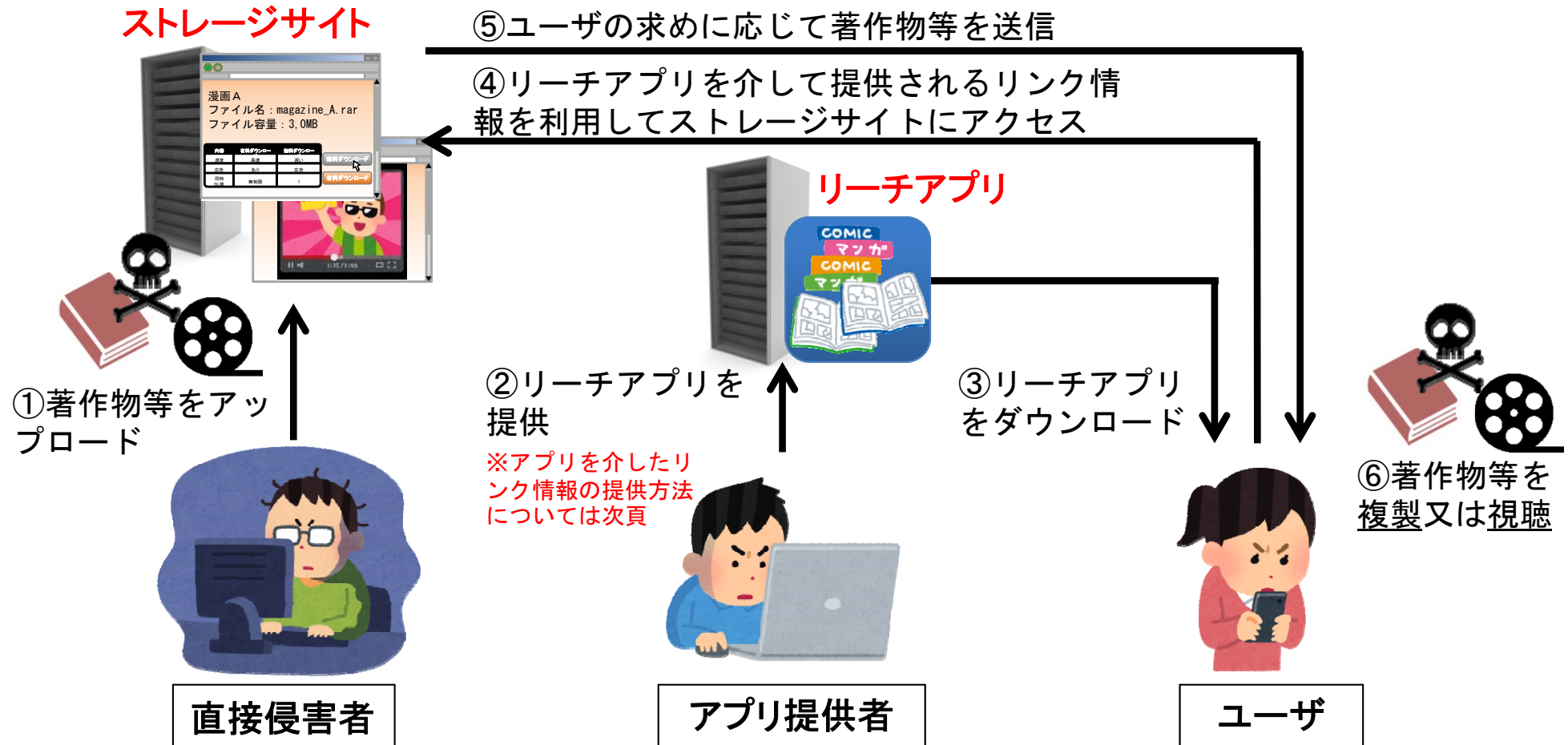
- ・ハイパーリンク形式（※1）のリンクが掲載されている場合とインラインリンク形式（※2）のリンクが掲載されている場合がある
- ・リンクが複数掲載されている場合と単数掲載されている場合がある
- ・広告が掲載されている場合とされていない場合がある

（※1）ユーザがリンクをクリックすることにより、リンク先サイトに接続し、リンク先サイトの画面上でコンテンツが表示されるもの。

（※2）ユーザの操作を介することなく、リンク先サイトの画面又はこれを構成するコンテンツファイルが自動的に表示されるように設定されているもの。

「アプリ」型（いわゆる「リーチアプリ」の類型）

アプリケーションソフトを介して、違法にアップロードされた著作物等へのリンク情報を提供して、ユーザを当該著作物等へ誘導する行為類型



ストレージサイトの形態

- ・ユーザに対して著作物等をダウンロード形式により提供している場合とストリーミング形式により提供している場合がある

リーチアプリの形態

- ・ハイパーリンク形式によるリンクが提供される場合とインラインリンク形式によるリンクが提供される場合がある
- ・広告が掲載されているものが確認されている

検索エンジンの結果における海賊版サイトやリーチサイトへのリンクの表示の例



インターネット情報検索サービスを通じた海賊版サイトへのアクセスの状況

- ・海賊版サイトやリーチサイトによっては一定割合のアクセスは検索サービスを経由して行われている。
- ・老舗リーチサイトで2割以上が検索サービス経由のものもあるが、サイトの認知度が高まりによって検索サービス経由のアクセスの割合が低下したものもある(ブックマークからの直接訪問に移行したものと見られる)。
- ・いずれにしても、新規の海賊版サイトの登場の際に検索サービスの果たす役割は特に大きいとされる。

海賊版サイト等へのアクセスに占める検索サービス経由のもの割合

◆(参考)漫画村

2017年7月中旬～8月中旬(初期) **32%**

2018年3月中旬～4月中旬(閉鎖直前) **24%**

◆ 老舗リーチサイトA: **21.6%**

◆ 老舗リーチサイトB: **24.4%**

◆ 人気リーチサイトC

2017年1月中旬～2月中旬 **19.4%**

2018年5月中旬～6月中旬 **2.6%**

○権利者から報告のあった被害状況や意見も踏まえれば、

- ・ リーチサイトやリーチアプリ
- ・ インターネット情報検索サービス

は侵害コンテンツの拡散に相当程度寄与していると認められる。

○インターネット上の権利侵害に関し権利保護の実効性を確保するという今般の制度改正の目的に照らせば、これらの経路を通じて行われる侵害コンテンツの送信による被害の発生は停止や予防の必要性は高いものと考えられる。

(第18期文化審議会著作権分科会 法制・基本問題小委員会(第2回)資料2より要約)

○以上の考え方を踏まえ、現在、以下のとおり課題を分類してそれぞれの対応方策を検討中。

- A リーチサイトやリーチアプリ等への対応について
- B インターネット情報検索サービスへの対応について

A リーチサイト・リーチアプリ等への対応について

(※)以下の内容は、これまでの議論を踏まえ、事務局として、リーチサイト等に関する具体的な制度設計を議論するために各論点について議論のたたき台を示したもの。現在、これを基に検討中であり、審議会における結論を記載したものではないことに注意。

(1) 民事(差止請求)について

(第18期文化審議会著作権分科会 法制・基本問題小委員会(第2回)資料2より)

リーチサイト・リーチアプリにおける侵害コンテンツに係るリンク情報の提供等については、当該場等そのものが典型的に侵害コンテンツの拡散を助長する蓋然性が高いことを踏まえ、以下の要件を充足するような場合に著作権侵害とみなすこととし、差止請求の対象とすることとしてはどうか。

①場・手段について

対象をリーチサイト・リーチアプリといった場・手段に限定するための方法として、例えば、「主として違法な自動公衆送信を助長する目的で開設されているものと認められるウェブサイト等」、「主として違法な自動公衆送信を助長する機能を担っているウェブサイト等」などとして、サイトの開設等の目的や客観的に果たしている機能に着目して、侵害の助長に寄与する蓋然性の高い場等に限定してはどうか。

②主観について

「違法にアップロードされた著作物と知っている場合、又はそう知ることができたと認めるに足る相当の理由がある場合」等として、侵害コンテンツであることについて故意・過失が認められる場合に限定することとしてはどうか。

③行為について

リーチサイト等による被害に対する実効的な救済手段を提供するという今般の制度整備の目的に鑑み、リンク情報のみならず、「ボタン」(※)等についても対象からは除外せず、当該著作物に係るリンク情報その他当該著作物への到達を容易にするための情報の提供等と評価できる行為については、差止請求の対象とするべきではないか。

※ 海賊版蔵置サイト等で特定のタイトル等のコンテンツを検索するための指令を組み込んだもの

④対象著作物について

以下の理由から、対象著作物を有償著作物等に限定することはしないことが適当ではないか。

- ・被害状況を踏まえれば、少なくとも無料放送や無料のウェブマンガが対象とならなければ権利保護が不十分なものとなるため、少なくとも有償著作物への限定を行うべきではない。
- ・自動公衆送信権の侵害は基本的には著作物の種類を問わず同様に適用され、今般の対応は、その侵害行為を助長するような行為について対応を図ろうとするものである。したがって、表現の自由という対抗利益への配慮のために特に必要性があるという場合は別段、基本的には著作物の種類等によって権利保護に差異を設けることは控えるべきと考えられる。
- ・対象著作物について要件が加重されればされるほど差止の対象となるか否かが利用者にとって判断しづらくなり、却って萎縮効果が生じやすくなる。
- ・表現の自由への配慮については、対象となるサイト等の限定や主観要件を適切に設定することで対応することが適当と考えられる。

【その他検討中の論点】

・「原作のまま」の要件を付すことや、「デッドコピー」に限定したりすることは適当か。

以下のような、一部改変を加えたり、翻案したりして作成された侵害コンテンツを差止請求の対象とするべきか。

- ①著作物の一部分(例:音楽番組における各歌手の演奏シーンや、お笑い番組の各ネタ、マンガ単行本のうち1話分)を切り出したもの
- ②映像の上下左右の端を少しだけ切除したもの
- ③映像の音声に字幕を付したもの
- ④マンガの台詞部分を翻訳したもの
- ⑤既存のマンガを翻案し、新たなマンガを創作したもの

⑤その他の要素(正当な目的を有する場合の取扱い等)について

①～④の要件を前提とした場合に、更に正当な表現行為として差止請求の対象から除外すべきケースはあるか。

(2) 刑事について

① 新たな罰則を設ける必要性について

以下の理由から、差止請求の対象となる行為を法定することに伴い、刑事罰についても制度を設ける必要があるのではないか。

- ・侵害コンテンツの拡散を助長する悪質な行為について著作権侵害とは別に独立して権利行使を認めることとするという今般の制度整備の趣旨に照らせば、民事上の請求による救済を可能とするのみならず罰則を認めることによる抑止効果を生じさせることが適当であり、罰則も少なくとも一定の範囲で定めることが適当と考えられる。
- ・仮に幫助に当たる場合でも、実務上、正犯の立件ができない場合は立件が困難な場合が多いと考えられ、実際上の必要性も認められる。
- ・みなし侵害とすることを前提として考えると、このような取扱いは、侵害コンテンツの拡散に関わる他のみなし侵害行為を含め、著作権法体系における罰則全体との均衡の観点からも適当と考えられる。

② 具体的な制度設計について

ア リーチサイト・リーチアプリ等におけるリンク情報等の掲載行為（(1)のみなし侵害行為）

(1)のみなし侵害になるようなリーチサイト等の侵害コンテンツを拡散する蓋然性の高い場等において侵害コンテンツのリンク等を掲載する行為は、悪質性が強いと認められ、抑止効果が生じるようにすることが適当であると考えられることに加え、著作権法上の他の罰則との均衡の観点から、原則として当該行為を刑事罰の対象とするべきではないか。なお、その際、(1)のみなし侵害行為のうち過失によるものについては表現行為への委縮効果への配慮から対象から除外することが適当と考えられるがどうか。

イ リーチサイト運営・リーチアプリ提供行為

リーチサイトやリーチアプリといった侵害コンテンツを拡散する蓋然性の高い場の運営や手段の提供を行うことは、個々のリンク情報の提供等を行う者との比較において、違法行為を助長する度合いがより大きく、社会総体としてみた時に著作権者により深刻な不利益を及ぼしていると評価できることから、個々の著作物等に係るリンク情報等の提供行為とは独立して、社会的な法益侵害を及ぼすものとして、罰則の対象とするべきではないか。

B インターネット情報検索サービスへの対応について

インターネット情報検索サービスにおける対応状況

- 権利者からの報告によれば以下のとおり。
- ・過去は対応してもらえていなかったが、平成29年7月以降リーチサイトの作品へのリンクが掲載されている個別ページについては(米国法(DMCA)に基づき)対応されるようになった
 - ・リーチサイトのトップページについては対応が行われていない

権利者側からの要望

<出版広報センター・緊急海賊版対策WG>

- 検索結果表示抑制／降格メカニズムの明瞭化
- 信頼性確認団体が認定した悪質なリーチサイト(のトップページ)に関し、個別URLの抑制申請の積み重ね不要で降格シグナルを発生させること
- (検索結果からの侵害コンテンツへの削除について)現在、順調に受理されているが、(請求権について)日本の著作権法に規定されれば、将来的に安心。

<日本映画製作者連盟・日本動画協会・コンテンツ海外流通促進機構>

- インターネット情報検索サービスへの差止請求については、リーチサイト対策に比して緊急性は高くないため、リーチサイトと同時に検討される必要はないが、継続して検討いただきたい。
- 運用改善のためインターネット情報検索サービスと権利者との協議の場を設けていただきたい。

違法配信からの私的使用目的の録音録画の違法化について

- 平成21年1月に取りまとめられた文化審議会著作権分科会報告書において示された提言に基づく平成21年著作権法改正により、著作権等を侵害する自動公衆送信を受信して行うデジタル方式の録音又は録画を、その事実（＝著作権等を侵害する自動公衆送信であること）を知らずに行う場合は、私的使用目的の複製に係る権利制限の対象外とされた。
- 録音録画以外の著作物の私的複製については、上記の著作権分科会報告書では、一部のプログラムの著作物を除き特に要望や複製実態についての報告は寄せられておらず、複製の実態を勘案しながら、また利用者に混乱を生じさせないとの観点にも配慮して、検討の熟度に応じて段階的に取扱いを判断していくことを視野に入れつつ、引き続き、検討を行っていくことが適当とされている。

【文化審議会著作権分科会報告書（平成21年1月）（抄）】



第1編 法制問題小委員会

第4章 その他の課題

第1節 私的使用目的の複製の見直しについて

- 本小委員会では、「著作権法に関する今後の検討課題」（平成17年1月24日文化審議会著作権分科会）に基づいて、私的使用目的の複製の実態等を踏まえた私的使用目的の複製の範囲の見直しを検討課題としているが、平成19年1月の著作権分科会報告書において、私的録音録画小委員会の検討の状況を見守り、その結論を踏まえて、必要に応じて、私的複製の在り方全般について検討を行うことが適当とされたことを受け、今期は、私的録音録画小委員会において著作権法第30条の範囲から除外すべき録音録画の類型が報告されたことを踏まえて、録音・録画以外の著作物の私的複製の取扱いについて検討を行った。
- 私的録音録画小委員会における報告は、違法配信等からの録音録画についてまず所要の措置を講ずべきとしているが、本小委員会は、この取扱いが理論的には録音録画に限定される問題ではないことを踏まえ、録音・録画以外の著作物の私的複製についても、その実態等を把握した上で検討を行うべきものとする。
- 特に、プログラムの著作物（とりわけゲームプログラム）について関係者からの要望が強く寄せられており、特定の種類のゲームソフトについて違法配信からの複製の実態が相当量にのぼっていることが報告されている状況にあることから、録音録画と同様の措置を講ずる必要性が認められる。しかしながら、他の種類のゲームソフトやビジネスソフトまでを含めた場合に違法配信からの複製が正規のビジネスに与えている影響の程度等について、なお検討を要する点が残っている。
- また、その他の著作物の私的複製については、現在のところ、特に要望や複製実態についての報告は寄せられていない。これら録音録画以外の著作物の私的複製の取扱いについては、引き続き複製の実態を勘案しながら、また利用者に混乱を生じさせないとの観点にも配慮して、検討の熟度に応じて段階的に取扱いを判断していくことを視野に入れつつ、引き続き、検討を行っていくことが適当と考える。

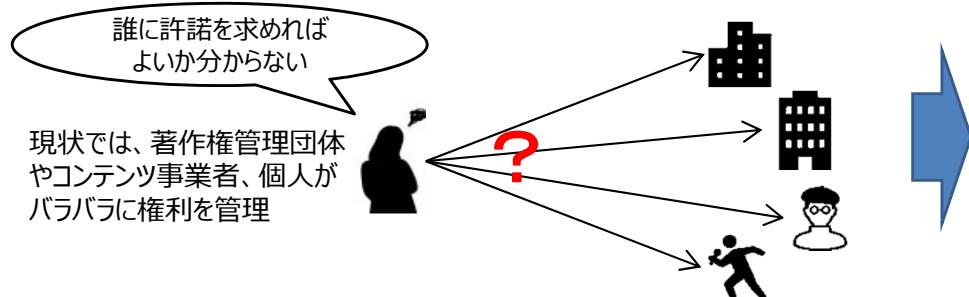
著作権に関する普及啓発施策

	講習会	教材作成		広報	
	教職員向け	学習者向け	教職員向け	著作権全般	海賊版対策
高等教育	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員著作権講習会 	<ul style="list-style-type: none"> ・著作権テキスト ・マンガでわかる著作物の利用 ・映像で学ぶ著作権 ※リニューアル予定 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校における教育活動と著作権 	<ul style="list-style-type: none"> ・文化庁ウェブサイトにおける広報 ・関係団体への周知 	<ul style="list-style-type: none"> ・啓発ポスター配布 (全国の高専へ約60部) ・民間の取組への協力 (民間が行うキャンペーンの周知協力) <p>今後、ウェブサイトなどでの海賊版対策に係る情報提供・意識啓発を行う予定</p>
初等中等教育		<ul style="list-style-type: none"> ・はじめて学ぶ著作権 ・著作権教育5分間の使い方 ・マンガでわかる著作物の利用 ・楽しく学ぼうみんなの著作権 ・新規教材の開発(小学校)  	<ul style="list-style-type: none"> ・著作権教育5分間の使い方 ※リニューアル予定 ・学校における教育活動と著作権 ※リニューアル予定  	<ul style="list-style-type: none"> ・文化庁ウェブサイトにおける広報 ・関係団体への周知 	<ul style="list-style-type: none"> ・啓発ポスター配布 (全国の小中高特支などへ約37,000部) ・民間の取組への協力 (民間が行うキャンペーンの周知協力) <p>今後、ウェブサイトなどでの海賊版対策に係る情報提供・意識啓発を行う予定</p>

コンテンツの権利情報集約化等に向けた実証事業

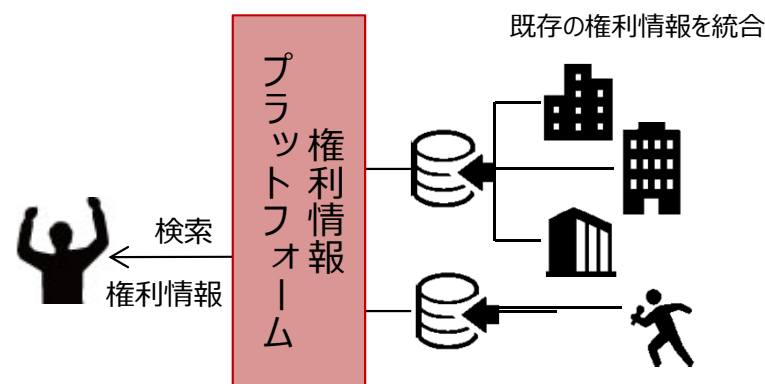
平成29年度より著作物の適法利用を促進するため、音楽分野の権利情報を集約した新たなデータベースの構築に向けた実証を行っている。

昨年度は、権利情報の基本データベースの構築に取り組み、さらに集約した権利情報を一括検索できるサイトの試験公開を実施した。(平成30年2月)



- 著作物を利用する際に権利処理を「いつも実施している」あるいは「たまに実施している」と回答したのはわずか15%
- 権利処理についての考えで最も大きな割合を占めるのが「権利処理の窓口が分からない」で24%
平成28年度文化庁実施「著作物の利用状況及び創作状況に関するアンケート調査」より

権利情報を集約化し、一括検索できるインフラを整備



事業趣旨

(29年度予算額 51百万円)
30年度予算額 43百万円

- ◆ あらゆる国民が著作物を創作し、利用する「一億総クリエイター」・「一億総ユーザー」時代にあつては、著作物の適法かつ円滑な利用を促進する必要性がますます高まっている。
- ◆ しかし、現在、我が国には著作物に関する権利者情報を網羅的に集約したデータベースは存在せず、著作物を利用する際の許諾窓口が不明なため、権利処理が煩雑な状況。
- ◆ そこで、コンテンツの創作サイクルの基盤を整備し、権利処理を円滑化するために、権利情報を集約したプラットフォームを構築するための実証事業を実施する。構築するプラットフォームは、公的なインフラであり、特定の事業者や個人の利用に限定するのではなく、誰でもアクセス可能なものとする。
- ◆ これにより我が国文化の発展及び著作物の経済価値の増大に資することとする。

平成29年度の取組

- ◆ 音楽著作物の権利情報の一括検索サイト「音楽権利情報検索ナビ」を開設(平成30年2月1日～2月28日までの期間限定で一般公開)
- ◆ 日本レコード協会が提供する製品及び収録曲データ、JASRACやNexToneが提供する作品データ、芸団協CPRAが提供する実演家データに加えて、これまでデータベース化されていなかったインディーズ系レーベルやボカロPなどネット系クリエイターの楽曲データもワンストップで検索することが可能となっている。
(公開曲数：約521万曲)
- ◆ 本検索サイトは誰でも利用することが可能。権利者情報や作品情報、製品番号などの情報を簡単に検索することができ、公開期間1か月間の訪問ユーザー数は約1万1500となった。

著作権者不明等の場合の裁定制度

裁定制度とは、著作権者が不明である等の理由により、相当な努力を払っても権利者と連絡することができない場合に、文化庁長官の裁定を受け、かつ、文化庁長官が定める額の補償金を著作権者のために供託することで、その著作物等を利用することができる制度（著作権法第67条）。

【参考】裁定制度の流れ



平成21年度

平成26年度

平成28年度

平成30年度

- 「相当な努力」要件の明確化
 - ・権利者情報を掲載している資料の閲覧
(ア・イ両方必要)
 - ア 名簿・名鑑等の閲覧
 - イ インターネット検索
 - ・権利者情報を保有している者への照会
(ウ・エ・オの全て必要)
 - ウ 著作権等管理事業者等への照会
 - エ 著作物等の販売等を行う者への照会
 - オ 関連する著作者団体等への照会
 - ・公衆に対する権利者情報の提供の呼びかけ
 - カ 日刊新聞紙への掲載 又は
 - キ 著作権情報センター（CRIC）のウェブサイトにて30日以上掲載
- 裁定申請中の著作物等を利用可能化
 - ・担保金を供託することで、裁定を受けるまでの間、裁定申請した著作物等を利用できることとする。
- 裁定制度の対象の拡大
 - ・裁定制度の対象を著作隣接権にも拡充

- 「相当な努力」要件を緩和
 - ・権利者情報を掲載している資料の閲覧
「名簿・名鑑等の閲覧」
「インターネット検索」
のどちらかでよいとする
 - ・権利者情報を保有している者への照会
「著作物等の販売等を行う者への照会」は不要とする
 - ・公衆に対する権利者情報の提供の呼びかけ
30日から7日に短縮
- 裁定手続の簡素化
 - ・著作物等の利用期間を申請者が自由に設定できることとする。（過去は最大5年）
 - ・同一著作物等の追加的利用について、一括して裁定が可能に。再度の裁定申請は不要。

- 過去に裁定を受けた著作物のデータベースの整備
 - ・文化庁ウェブサイトにて31万点を超える著作物の情報を掲載
 - ・著作物の題号、氏名、過去になされた裁定の情報、著作権者に関する情報等の項目を整備
- 過去に裁定を受けた著作物の「相当な努力」の要件を緩和
 - ・権利者の検索について
 - ①「データベースの閲覧」
 - ②「日刊新聞紙」又は「著作権情報センター（CRIC）のウェブサイト」への掲載で足りることとした。

平成29年度

- 裁定の申請に係る手数料の改定
(平成29年11月15日公布、平成30年4月1日施行)
裁定の申請の際に必要な手数料の額について見直しを行い、1件につき13,000円から6,900円に改める。